

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正について

令和 7 年 7 月 15 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

2024 年 7 月 2 日付けで公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—」においては、株式投資型クラウドファンディングにおける法人の特定投資家に対する勧誘について、電磁的方法以外の方法（電話・訪問等）を可能とすること及び社債券に投資するクラウドファンディングについて、株式投資型クラウドファンディングにおける勧誘規制と同様の規制を設けることが提言されたところである。

これを踏まえ、本協会では、投資型クラウドファンディングの勧誘規制の在り方について、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」及び「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行った。

今般、これらのワーキング・グループにおける検討の結果として、株式投資型クラウドファンディングにおける法人の特定投資家に対する勧誘について、電磁的方法以外の方法（電話・訪問等）を可能とするよう、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行うとともに、社債券に係る電子申込型電子募集取扱業務に係る勧誘（少数私募に係る勧誘を除く）について、株式投資型クラウドファンディングにおける勧誘規制と同様の規制を設けるよう、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正【別紙 1】

- (1) 会員は、株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券について、法人特定投資家を対象として、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法による勧誘を行うことができる。

（第 29 条第 1 項）

- (2) 会員が、上記 II. 1. (1) の勧誘を行う場合、当該募集又は私募に係る有価証券について、第一種少額電子募集取扱業務に関する発行総額の規定に準じて行うこととする。

（第 29 条第 2 項）

- (3) その他所要の整備を図る。

2. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正【別紙 2】

協会員は、法人特定投資家以外の顧客に対して、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法により、社債券に係る電子申込型電子募集取扱業務に係る投資勧誘（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに該当する取得勧誘を除く。）を行ってはならない。

（第 12 条の 3）

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：

＜Ⅱ. 1. に関する事項＞

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

＜Ⅱ. 2. に関する事項＞

日本証券業協会 自主規制本部 自主規制企画部 (03-6665-6769)

以 上

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 7 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 (発行者についての審査) 第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。 1～10 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 15 条の 10 の 3 第 1 号及び<u>金商業等府令第 16 条の 2 第 1 項</u>を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 4 (現行どおり) (ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商法第 43 条の 5 及び金商業等府令第 146 条の 2 に定める措置と同様の措置を講じなければならない。 1～11 (現行どおり) 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、<u>金商業等府令第 6 条の 3</u>各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。 13～23 (現行どおり) 2 (現行どおり) (契約締結前の情報の提供) 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特	第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 (発行者についての審査) 第 4 条 (同 左) 1～10 (省 略) 2 (省 略) 3 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 15 条の 10 の 3 第 1 号に<u>掲げる要件</u>を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 4 (省 略) (ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 (同 左) 1～11 (省 略) 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、<u>金商業等府令第 6 条の 2</u>各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。 13～23 (省 略) 2 (省 略) (契約締結前の情報の提供) 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特

新	旧
定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。<u>以下同じ。</u>）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて情報を提供するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して提供することができる。 2 （ 現行どおり ） （勧誘手法併用の禁止） 第 12 条 会員等は、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。 第 4 章 雑 則 （法人の特定投資家に関する特則） 第 29 条 会員は、<u>第 12 条の規定にかかわらず、株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券について、特定投資家（個人を除く。）を対象として、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法による勧誘を行うことができる。なお、本規則において、当該勧誘行為は株式投資型クラウドファンディング業務とみなす。</u> 2 <u>前項に規定する勧誘行為については、金商業等府令第 16 条の 2 第 1 項の「第一種少額電子募集取扱業務」を「株式投資型クラウドファンディング業務」と読み替えて第 4 条第 3 項を適用するものとする。</u> 付 則 この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。	定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて情報を提供するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して提供することができる。 2 （ 省 略 ） （勧誘手法併用の禁止） 第 12 条 会員等は、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。 第 4 章 雑 則 （ 新 設 ） （ 新 設 ）

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 7 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(電子申込型電子募集取扱業務に係る勧誘手法併用の禁止)</u> <u>第 12 条の 3</u> 協会員は、顧客（特定投資家のうち法人である者を除く。）に対し、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法により、電子申込型電子募集取扱業務に係る投資勧誘（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに該当する取得勧誘を除く。）を行ってはならない。 <u>2</u> 前項の電子申込型電子募集取扱業務とは、金商業等府令第 70 条の 2 第 3 項に規定する電子申込型電子募集取扱業務のうち、社債券（金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる社債券及び外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものであって、新株予約権付社債券を除くものをいう。）に係るものをいう。 付 則 この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。	(新 設) (新 設)